

公益社団法人本庄市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人本庄市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬及び費用等の支給)

第3条 センターは、常勤理事及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は月額とする。
- 3 非常勤役員の報酬は理事会及び監査のほか、役員の職務として出席等するものについてその都度日額とする。
- 4 役員には報酬及び費用以外は支給しない。
- 5 常勤理事がセンターの使用人を兼ねる場合は、職員給与規程に定める給与及び嘱託職員就業規則に定める給与並びに費用以外は支給しない。
- 6 役員のうち地方公務員法の規定による特別職及び一般職地方公務員の身分を有する者については、第3条の規定は、適用しない。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬は、別表1に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 非常勤役員の報酬は、別表2に定める金額とする。なお、別表2の第1号及び第3

号のいずれにも該当する場合は、第 1 号を適用するものとする。

(報酬の支給日)

第 5 条 常勤理事の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第 7 条を準用するものとする。

2 非常勤役員にあっては、理事会出席等の都度支払うものとする。

(費用)

第 6 条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用について支払うことができる。また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 費用の額は、別表 3 により実費相当額及び予算の範囲内において支給する。

(報酬及び費用の支給方法)

第 7 条 報酬及び費用は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第 8 条 センターは、この規程をもって、公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人本庄市シルバー人材センター役員等費用弁償規程(平成 8 年 1 月 14 日議決)は、この規程の施行日に廃止する。

附 則 (平成 26 年度定時総会)

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年度定時総会)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年度定時総会)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 常勤理事の報酬

専務理事

- | | |
|----------|----------------|
| (1) 専務理事 | 20万円までの範囲内（月額） |
|----------|----------------|

別表2 非常勤役員の報酬

- | | |
|---|-------------|
| (1) 理事会及び監査 | |
| うち理事長 | 5,000 円（日額） |
| うち副理事長 | 5,000 円（日額） |
| うちその他 | 3,000 円（日額） |
| うち、公認会計士又は税理士の資格を有する監事 | 4,000 円（日額） |
| (2) 定款第38条に定める「決議の省略」において、書面又は電磁的方法により意思表示したとき。 | |
| うち理事長 | 5,000 円 |
| うち副理事長 | 5,000 円 |
| うちその他 | 3,000 円 |
| うち、公認会計士又は税理士の資格を有する監事 | 4,000 円 |
| (3) その他役員の職務として出席するもの | 1,500 円（日額） |

別表3 費用の額

- | | |
|---|-------|
| (1) 役員の出張等に係る費用は、公益社団法人本庄市シルバー人材センター役職員旅費規程に定める金額とする。 | |
| (2) その他 | 実費相当額 |